

2026年度 認定こども園松山聖ルカ幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	学校法人 松山聖ルカ幼稚園
所在地	東松山市大字下青鳥 1382-16
電話番号	0493-22-0662
代表者氏名	理事長 澤田忠義

2 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園	
施設の名称	認定こども園松山聖ルカ幼稚園	
施設の所在地	東松山市大字下青鳥 1382-16	
連絡先	電話 0493-22-0662	
	F A X 0493-22-6650	
管理者	園長 澤田 忠義	
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、教育・保育を必要とする小学校就学前児童	
利用定員	満3歳以上の児童（教育）	91人
	1歳以上の児童（保育）	49人
開設年月日	平成30年4月1日	

3 教育・保育の目的・運営方針

学校法人松山聖ルカ幼稚園（以下「本法人」という）が認定こども園法に基づき設定する幼保連携型認定こども園（以下「当園」という）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上の子どもに対する教育並びに1歳以上の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

自分は神様や周囲の人々から愛される存在であると感じ、自分と同じように人を愛する心や大自然の賜物に感謝し命を大切にすることを育み、家庭的な雰囲気の中で子どもの主体的な活動である「遊び」を通して人と関わる喜びや、自己を表現する喜びを経験できる保育を目指しています。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2735.56 m ²
	園庭	654.83 m ²
園舎	構造	木造
	延べ面積	895.37 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	6室	5歳児クラス、4歳児クラス、3歳児・満3歳児クラスについて各2室、1、2歳児について1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	調理、配膳室

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1		
副園長	1	1		
主幹教諭（主任）	2	2		
保育教諭	26	8	18	
講師（保育補助）	3		3	
事務員	2	1	1	
運転手	3		3	

当園では、「埼玉県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年10月14日条例第48号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	} 7:30~18:30の時間帯の中でローテーション
副園長	
教諭・講師	
事務員	8:15~17:15
運転手	7:30~10:00 14:00~16:00の時間帯でローテーション

※ 職務の都合上、各教諭・保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

6 教育・保育を提供する日

当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までです。ただし、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日となります。（年により変動あり）

(1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日（幼稚園）

- ア 土曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 学年末休業（3月20日から3月31日まで）
- エ 学年年始休業（4月1日から4月10日まで）
- オ 夏季休業（7月20日から8月31日まで）
- カ 冬季休業（12月20日から1月10日まで）
- キ 開園記念日（11月13日）
- ク 県民の日（11月14日）
- ケ 行事等の代休日

(2) 保育認定子どもに係る休業日（保育園）

- ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- イ 年始休日（1月2日及び1月3日）
- ウ 年末休日（12月29日から12月31日）

(3) 臨時休園日

大規模な災害（地震、台風など）や感染症拡大の恐れがある場合などは、自治体や園の安全管理マニュアルに従い臨時の休園措置をとる場合があります。

7 教育・保育を提供する時間

(1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間（幼稚園）

教育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から14時までとなります。

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間（保育園）

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。なお上記時間以外の時間帯の時間外保育は行いませんが、不測の事態により18時30分を過ぎた場合は10分毎に500円、19時以降は10分毎に1000円の料金が発生します。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間（保育園）

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により教育・保育が必要な場合は7時30分から8時30分まで又は16時30分から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当た

っては 1 時間 200 円の料金が発生します。ただし土曜日の時間外保育は行いません。)

8 提供する教育・保育等の内容

当園は、子供子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの心身の状況等に応じて教育・保育を提供します。

(1) 教育・保育及び時間外保育の提供 上記7に記載する時間において教育・保育を提供します。

(2) 地域子育て支援事業の実施 未就園児を対象に、保護者と一緒に子育て支援等相談機能を提供します。

(3) 送迎 希望者については、園バスによる送迎を実施します。尚、通園バスを利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

(4) 食事の提供

下記の食事及び間食の提供を行います。

昼 食 11:30~12:00 頃

午後間食 15:15 頃

*1号認定児の午後間食は預かり保育利用時のみの提供です

(5) その他 預かり保育、時間外保育を実施します。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用

別表1に掲げる費用をお支払いしていただきます。

(2) 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担

前号に掲げる費用のほか、別表2に掲げる費用をお支払いしていただきます。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障（利用料金の滞納が継続した時など）又は困難が生じたとき

1.1 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	中澤医院
医 院 長 名	中澤三司
所 在 地	東松山市本町 2-3-11
電 話 番 号	0493-22-0710

(2) 歯科

医療機関の名称	めぐろ歯科医院
医 院 長 名	目黒真
所 在 地	滑川町月の輪 7-24-3
電 話 番 号	0493-62-5050

(3) 眼科

医療機関の名称	いうち眼科
医 院 長 名	井内足輔
所 在 地	東松山市箭弓町 3-5-14
電 話 番 号	0493-59-9295

(4) 薬剤師


勤務先の名称	アイン薬局毛呂本郷店
薬 剤 師 名	木内瞳
所 在 地	毛呂山町毛呂本郷 981
電 話 番 号	049-294-5203

1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	
防災設備	・ 自動火災報知機 有 ・ 誘 導 灯 有 ・ ガス漏れ報知機 有 ・ 非常警報装置 有 ・ 非常用電源 有 ・ その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

1 3 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の加入先	独立法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	災害共済給付
給付の内容	学校等の管理下における児童のケガ等の災害共済給付
給付金額	災害の種類による 災害の範囲、給付金については 右記よりご確認ください 

保険の加入先	Chubb 損害保険株式会社
保険の種類	加入園保障責任保険U型、行事参加者傷害保険S型
給付の内容	学校等の管理下及び園外行事中の児童・保護者、職員のケガ等の災害に対する災害共済給付
給付金額	死亡・後遺障害：100万円 身体賠償 1名 2億円 1事故 8億円 財物賠償 1,000万円

1 4 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 5 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

- ・ 窓口担当者 副園長 柴本祐子
- ・ 苦情受付責任者 園長 澤田忠義
- ・ 電話番号 0493-22-0662

* 園児同士や保護者間または職員に対してお気づきやお困りの点がある場合は、必ず相談窓口担当者（園長、副園長、主任）を通してご相談いただき、直接相手方に苦情申し入れを行わないようにしてください。

園が状況を調査し問題解決を図ります。

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
写真・動画撮影	許可なく園内で写真・動画の撮影、録音を行うことはご遠慮下さい。

別表 1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
施設維持費	施設の安全維持管理	1500 円 (一家庭、月額)

別表 2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

	項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
3 歳 以上	傷害保険	日本スポーツ振興センター掛金	200 円 (年額)
	絵本代	月刊絵本購読料	500 円 (月額)
	保護者会費	保護者会による園の教育・保育支援	400 円 (月額)
	特別保育費	遠足、いも掘りなど	実費
	用品代	クレヨン、はさみ、粘土など	約 3000 円から 10000 円 (年額、学年による)
	給食費 (1号認定こども)	給食の提供 (月～金)	4800 円 (月額) 主食費 1300 円 副食費 3500 円
	給食費 (2号認定こども)	給食の提供 (月～土)	7000 円 (月額) 主食費 2200 円副食費 4800 円
	教材費	教材、行事、プレゼント代、講師料ほか	2000 円 (月額)
	園服代	園服、通園バッグ代	一式約 15,000 円
	卒園アルバム	卒園アルバム制作費 (年中・年長のみ)	400 円 (月額)
	雑費 (2号認定こども)	ICT 使用料 午睡用マット衛生管理・使用料等	1300 円 (月額)
バス代	バス維持費 (希望者のみ)	3800 円 (月額)	
1 ・ 2 歳	用品代	連絡帳、名札、布団カバー代等	2000 円 (入園時)
		カラー帽子代	1500 円
	傷害保険	日本スポーツ振興会掛け金	200 円 (年額)
	布団代	レンタル料	500 円 (月額)
	絵本代	月間絵本購読料	500 円 (月額)
	保護者会費	保護者会による園の教育・保育支援	400 円 (月額)
教材費	教材、行事、プレゼント代等	600 円 (月額)	